

## ● 第4章 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策

---

### 1. 耐震診断及び耐震改修に係る基本的な取組方針

#### (1) 住宅・建築物の所有者等と県・市町村の役割

##### ①住宅・建築物の所有者等の役割

- ▶ 住宅・建築物の所有者等は、地震防災対策を自らの問題、地域の問題として捉え、住宅・建築物の地震に対する安全性を確保するとともに、その向上を図るため、耐震診断・耐震改修や建て替え等に努め、自ら「生命・財産を守る」ことを基本とします。

##### ②県の役割

- ▶ 県は、「県民の生命・財産を守る」ことを基本とし、地震時における建物被害及び人的被害を軽減するため、耐震改修促進法の規定に基づき、住宅・建築物の所有者等に対し耐震性の向上についての積極的な指導及び助言等を行うとともに、県内市町村及び建築関係団体等と連携を図りながら、県全域における住宅・建築物の耐震化の促進に努めます。

##### ③市町村の役割

- ▶ 市町村は、「住民の生命・財産を守る」ことを基本とし、できる限り速やかに耐震改修促進計画を策定し、優先的に耐震化すべき建築物や重点的に耐震化すべき地域の耐震化を促進し、地震に強いまちづくりに努めることを基本とします。

##### ④建築関係団体等の役割

- ▶ 建築関係団体等は、住宅・建築物の耐震化に関する技術の向上・開発に努め、住宅・建築物の所有者が気軽に相談等できる体制の構築に協力し、耐震化の促進に寄与することを基本とします。

#### (2) 耐震化を図る施策の基本方針

- ▶ 民間と市町村の取り組みを促進するため、県が所有する建築物は率先して耐震化に取り組むこととします。
- ▶ 奈良県の耐震化の現状や奈良らしさ(地域性、歴史性等)を踏まえた改修の取り組みを促進します。
- ▶ 官民参画の奈良県住宅・建築物耐震化促進協議会、建築物の耐震化促進に係る市町村連絡会議、奈良県建築物耐震化促進連絡調整会議などを活用し主体的な取組みと連携を推進します。

#### (3) 重点的に耐震化すべき地域、建築物の考え方

- ▶ 地震災害に強いまちづくりを進めるため、①災害時に重要な機能を果たすべき建築物が多く立地する地域、②木造住宅が密集する出火危険度及び延焼拡大度の高い地域、③緊急輸送道路や避難路沿道に沿った地域など、地震防災対策上重要な地域を重点的に耐震化を図る地域とし、当該区域内の住宅・建築物について計画的に耐震診断・耐震改修を促進します。
- ▶ 特に、住宅については、以下のような奈良県住生活基本計画で分類される7つの地域・住宅地の特徴を踏まえ、それぞれに応じた耐震改修や建て替え等の促進を図ります。

表 4-1 主な住宅地の施策の方向

主な住宅地	特徴	施策の方向
① 郊外戸建住宅地	大和平野地域の西部において、昭和30年代より、大阪からの交通アクセスの利便性の高い鉄道沿線の急行停車駅の駅勢圏を中心に開発された、主に民間事業者による戸建住宅地	良質な住宅・住環境を次世代に伝えるため、バリアフリー・耐震改修等住宅の安全性・快適性を確保するためのリフォームの推進
② 大規模公的賃貸住宅団地	主に大和平野地域に立地する、数百戸単位の規模からなる昭和40年代～50年代を中心に建設された公営住宅、都市再生機構住宅などからなる住宅地	大規模公的賃貸住宅の事業主体が、建て替え等の再生事業を計画的に推進
③ 駅前・中心市街地	市町の中心部及び主要な鉄道駅前に形成されており、経済、文化、商業、業務、居住等などの様々な機能が集積し、生活や交流の中心	空家等の活用方策を伴う、個々の住宅の耐震改修等を進める
④ 歴史的な街なみを持つ住宅地	古くからの門前町、寺内町、商家町など、伝統的な街なみが保存されている住宅地。大和平野地域だけでなく、五條・吉野地域や大和高原地域のいくつかの地域	伝統的民家に適した耐震改修等の方法について調査研究し、手法の普及・啓発を図る
⑤ 既存集落地	主として大和平野地域の田園ゾーン内の市街化調整区域内に点在する農村集落	個々の住宅の耐震改修等を進め、防災性の向上
⑥ 小規模開発住宅地	主として大和平野地域の市街化区域の縁辺部等の地域において、ミニ開発等によって形成された住宅地	個々の住宅の耐震改修等を進め、防災性の向上
⑦ 中山間地域・過疎地域	大和高原地域・五條・吉野地域の大半を占める。自然環境に恵まれている一方、人口減少や高齢化が著しく進行	個々の住宅の耐震改修等を進め、防災性の向上

**(4) 優先的に耐震化を図る公共建築物の選定方針**

- ▶ ① 県民の（命を守る）生活の場となる県営住宅、学校及び社会福祉などの施設、② 多くの県民が利用することとなる図書館、美術館や野外活動などの施設、③ 災害発生時に防災上の活動拠点等となる県庁舎や警察署、病院などの施設について、それぞれの建築物所有者がリスク評価を行い、計画的に耐震化を推進します。その際、事業継続計画（BCP）を考慮したものとなるよう努めることとします。
- ▶ なお、学校については、「奈良県学校施設耐震化ガイドライン」に基づき、耐震化を推進します。

**(5) 耐震診断・耐震改修に対する助成、情報提供に関する方針**

- ▶ 住宅・建築物の耐震化を促進するため、耐震診断への助成制度の充実を図るとともに、国庫補助制度の活用による耐震改修費助成制度を創設します。
- ▶ 耐震診断・耐震改修費用への助成、住宅ローン減税・耐震改修費の一部に係る所得税控除等の減税に関する制度を普及するため、県、市町村公報等を含め様々なメディアを通じて情報提供に努めます。

**(6) 文化財建造物等の対応方針**

- ▶ 文化財建造物等は、構造・材料を変更せず旧来の形状を保存維持することを旨としているため、現行の建築基準法に基づいた補強策を採用しがたい状況にあります。
- ▶ このため、平成8年1月、文化庁において策定された「文化財建造物等の地震時における安全性確保に関する指針」及び平成11年4月、文化庁において策定された「重要文化財（建造物）耐震診断指針」に則し、耐震性能の確保と防火対策の強化を図ります。

**(7) 景観への配慮**

- ▶ 耐震改修の実施に際し、国土交通省住宅局による「住宅・建築物等整備事業に係る景観形成ガイドライン（平成17年3月）」の趣旨を踏まえ、景観形成上より良い住宅・建築物とするよう働きかけます。

**(8) 他機関との協同**

- ▶ 県内他機関との協同の他、近隣府県とも意見交換を積極的に行うとともに、研究機関とも情報交換を行い、多様な視点からのより効果的な施策及び促進策を検討するよう努めます。

## 2. 耐震診断及び耐震改修の促進を図るための支援策の概要

- ▶ 住宅・建築物耐震改修等事業等による耐震診断及び耐震改修に関する補助制度、国の耐震改修促進税制・住宅ローン減税、住宅金融公庫（平成19年より独立行政法人住宅金融支援機構）融資制度等を活用し、住宅・建築物の耐震化を促進します。
- ▶ さらに、木造住宅耐震改修費補助制度を創設し、木造住宅の耐震化を促進します。

表 4-2 現在の耐震診断支援事業 (平成18年度)

事業名	既存木造住宅耐震診断支援事業
内容	市町村が古い木造住宅の所有者からの申請を受けて、耐震診断技術者（アドバイザー）を派遣する場合、国・県はその経費の一部を助成する。 ※アドバイザー：県が実施している既存木造住宅耐震診断・改修技術者養成講習の受講者等を活用
事業主体	市町村
事業対象区域	(1) 県の指定する緊急輸送道路沿道区域 (2) 市町村が指定する以下の区域 ①避難地、避難路を含む市街地の区域 ②世界遺産及び文化財建造物等を含む市街地の区域 ③木造住宅が密集する区域 ④その他市町村が防災上特に重要と考える区域 ※(2)は財政力指数0.7未満の市町村に限る。
対象建築物	昭和56年の新耐震基準以前に建てられた木造住宅
費用負担	耐震診断技術者派遣費用 30,000 円/戸 ・所有者 1/3 (10,000 円) ・国・県・市町村 2/3 (20,000 円) うち 国 1/2 (10,000 円) 県 1/4 ( 5,000 円) 市町村 1/4 ( 5,000 円)

事業名	特殊建築物等耐震診断支援事業（精密な耐震診断を要する費用の助成制度）
内容	全ての住宅と多数の者が利用する建築物について、精密な耐震診断を実施する所有者に対して補助する。
事業主体	市町村
事業対象区域	財政力指数0.7未満の市町村に限る。 但し、緊急輸送道路沿道等は全市町村対象。
対象建築物	昭和56年以後の建築物も対象
費用負担	①住宅（共同住宅、長屋を除く） 100千円かつ1,000円/㎡以内 ②多数の者が利用する建築物（共同住宅、長屋を含む） 2,000千円かつ以下の額以内 ・延べ面積1,000㎡未満 2,000円/㎡以内 ・延べ面積1,000㎡以上2,000㎡未満 1,500円/㎡以内 ・延べ面積2,000㎡以上 1,000円/㎡以内 (補助率) H18年度 ・国 1/3 (666千円)、市町村 1/3 (666千円)、所有者 1/3 (666千円) ・県は市町村に対して 1/6 (約333千円) を支援 ※多数の者が利用する建築物は個人が利用する倉庫等を除き全ての建物を対象とする。

表 4-3 県内市町村の耐震診断・耐震改修助成事業の状況

(平成19年度：平成19年3月現在)

市町村名	問合せ窓口	助成事業等の有無		
		木造住宅の耐震診断	その他建築物の耐震診断	木造住宅の耐震改修工事
奈良市	建築指導課	○		○
大和高田市	土木建築課	○		
大和郡山市	建設管理課	○		
天理市	防災課	○		
橿原市	防災安全課・建築指導課	○	○	
桜井市	営繕課	○		
五條市	庶務課	○		
御所市	都市計画課	○		
生駒市	建築指導課	○	○	○
香芝市	企画政策課	○		
葛城市	都市計画課	○		
宇陀市	都市計画課	○		
山添村	建設課	○		
平群町	都市建設課	○		
三郷町	計画課	○		
斑鳩町	都市整備課	○		
安堵町	建設課	○		
川西町	産業振興課	○		
三宅町	産業建設課	○		
田原本町	都市計画課	○		
曽爾村	地域建設課			
御杖村	産業建設課			
高取町	総務企画課	○		
明日香村	地域づくり課	○		
上牧町	都市整備課	○		
王寺町	都市計画課	○		
広陵町	都市整備課	○		
河合町	都市整備課	○		
吉野町	農林建設課	○		
大淀町	建設課	○		
下市町	建設課・都市計画課	○		
黒滝村	産業建設課	○		
天川村	産業建設課			
野迫川村	建設課			
十津川村	建設課	○		
下北山村	産業建設課			
上北山村	建設課			
川上村	総務課			
東吉野村	地域振興課			

### 3. 安心して耐震改修を行うことができるようにするための環境整備

#### (1) 相談体制の整備

- ▶ 本県では住宅無料相談室を開設しており、耐震性に優れた住宅の新築・改修等を始め、省エネ住宅や高齢者対応住宅等、住宅全般に関する相談を受け付けています。
- ▶ また、県内の建築関係団体と連携して耐震診断技術者の紹介や耐震診断・改修計画に関する公的評価を行っています。
- ▶ 今後、耐震改修の必要な所有者に対して、建て替えと耐震改修の選択について、建て替え費と改修費及びそれぞれの維持管理費のライフサイクルコストを考慮した客観的な判断材料も提供できるよう相談・紹介体制の向上に努めます。

- 住宅無料相談室
  - 名称「なら・すまいアップセンター 住宅無料相談室」(予約制)
  - 主催：奈良県、建築関係団体
  - ※建築士が住まいに関する無料相談を実施
- 技術者の紹介 → (社)奈良県建築士事務所協会
- 耐震診断・改修計画に関する公的評価 → (財)なら建築住宅センター

#### (2) 耐震診断技術者の育成・登録

- ▶ 本県では住宅の耐震診断を早急に普及促進するため、市町村が住宅所有者等からの申し込みを受け耐震診断を実施する技術者を派遣する事業を支援する「奈良県既存木造住宅耐震診断支援事業」を実施しています。
- ▶ 今後も同事業を推進するため、建築関係団体と連携し、木造住宅耐震診断員となるための講習会の開催及び登録を行うとともに、技術者の育成と診断技術の維持・向上に努めます。

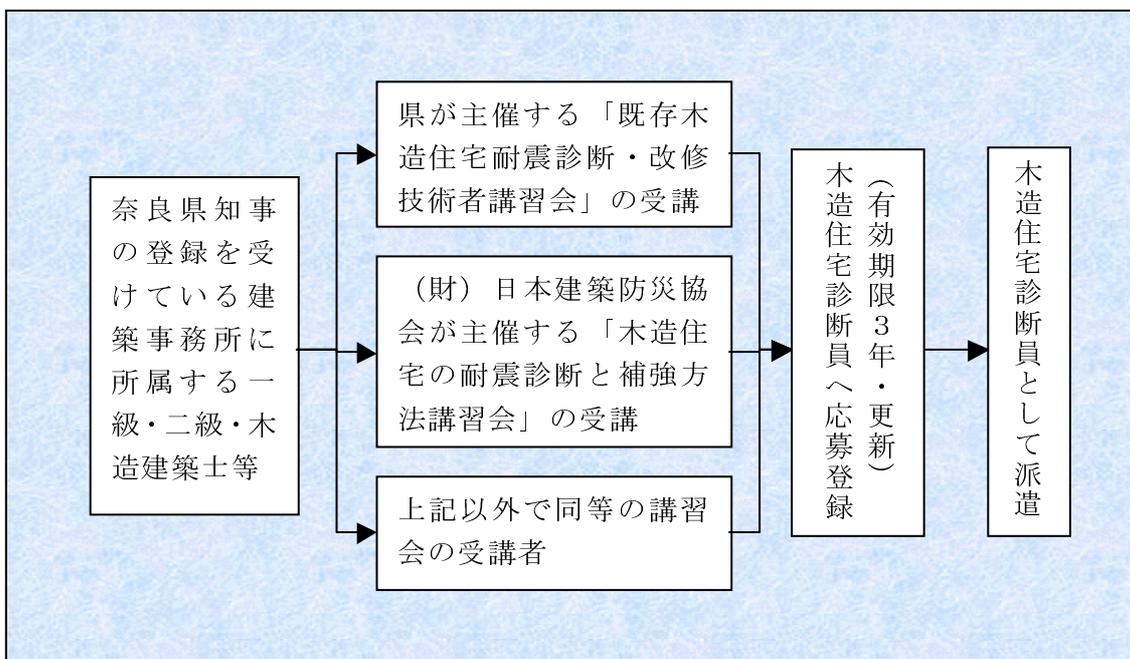


図 4-1 木造住宅耐震診断員登録・派遣の流れ

**(3) 住まいづくりアドバイザー派遣支援制度の創設**

- ▶ 悪質なリフォーム詐欺など住宅に絡む問題が全国的に増加しており、リフォームと一体となった耐震改修促進の障害となっています。悪質なリフォーム被害を未然に防止し、住宅所有者が安心してリフォームが行える環境整備を行うことが求められています。
- ▶ 今後需要が増加すると予想される住宅相談に的確かつきめ細かな対応をするため、市町村は、住民にとってより身近な住宅相談窓口を開設します。
- ▶ 県は、専門的知識を有する相談員を養成し、市町村の要請に基づき窓口へ派遣する制度を創設します。

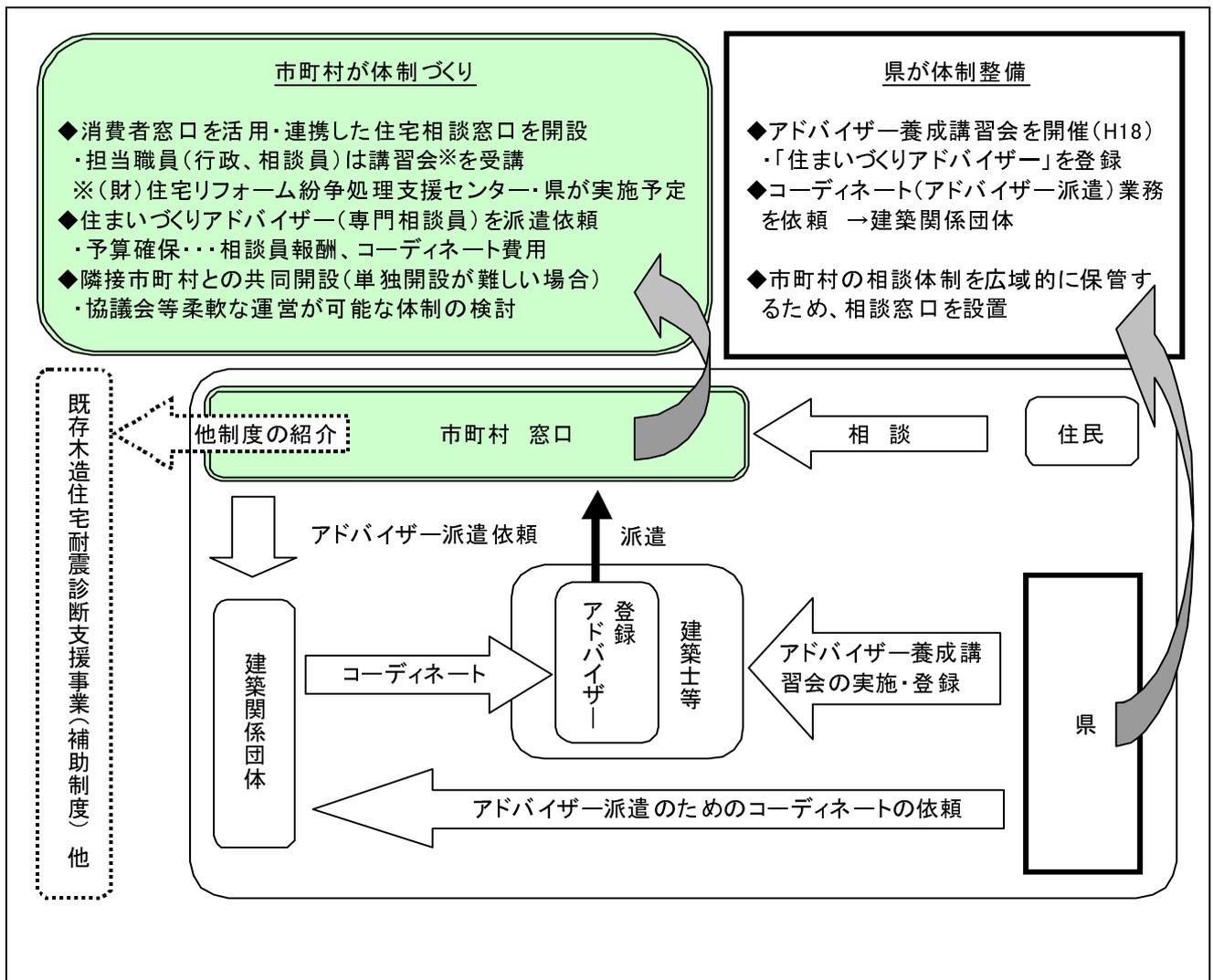


図 4-2 派遣制度のイメージ

**(4) 伝統的民家の耐震診断・耐震改修方法の調査研究開発とその普及・啓発**

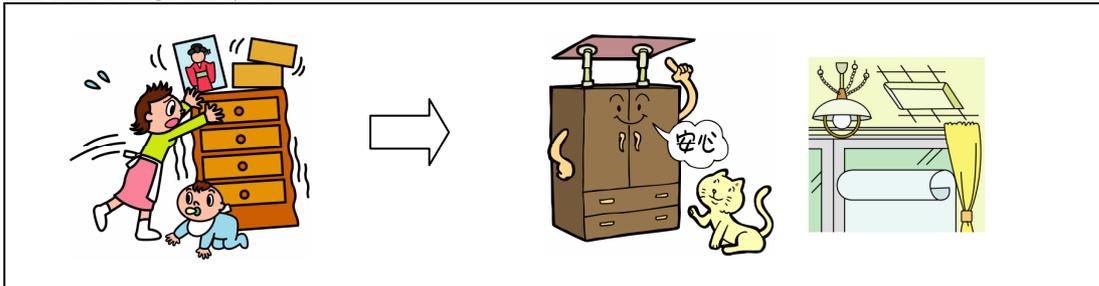
- ▶ 本県には、歴史的なまちなみを形成したり、伝統的な住様式を受け継いでいる伝統的民家が多数存在しています。
- ▶ これら伝統的民家に適した耐震診断・耐震改修の方法について、他府県の状況を調査するとともに建築関係団体と連携して調査研究し、手法の普及・啓発を図り、県民の貴重な歴史的資産として次世代に継承するよう努めます。

#### 4. 地震時の建築物の総合的な安全対策

##### (1) 居住空間内の安全確保

- ▶ 地震時における家具・食器棚・冷蔵庫等の転倒は、それによる人の負傷に加え、避難や救助活動等の支障となります。
- ▶ このため、家具等の転倒防止対策や窓ガラス等の飛散防止対策等に関するパンフレットや県ホームページ防災情報コーナーにより、居住空間内の安全確保に関する知識の普及・啓発に努めます。
- ▶ また、住宅の耐震改修が困難な住宅所有者に対して、地震により住宅が倒壊しても安全な空間を確保でき命を守ることができるよう、防災ベッドや耐震テーブルの活用を啓発します。

##### ●室内の安全対策



##### (2) エレベーターの閉じこめ防止対策

- ▶ 平成17年7月23日、千葉県北西部を震源とする最大震度5強の地震が発生し、首都圏の約6,400台のエレベーターが運転休止し、78台において閉じ込め事故が発生しました。
- ▶ この教訓を踏まえ、平成18年4月に社会資本整備審議会建築分科会建築物等事故・対策部会では「エレベーターの地震防災対策の推進について」を取りまとめています。
- ▶ 本県では、この「エレベーターの地震防災対策の推進について」の基本的な考え方を踏まえ、所有者、管理者等へ地震時におけるエレベーターの閉じこめ事故防止等に関する対策をとるよう、建築基準法によるエレベーターの定期検査の機会等に周知し、安全確保の促進を図ります。
- ▶ また、県民に対しては、パンフレット等により、地震時のエレベーターの運行方法や閉じ込められた場合の対処方法等についての普及・啓発に努めます。

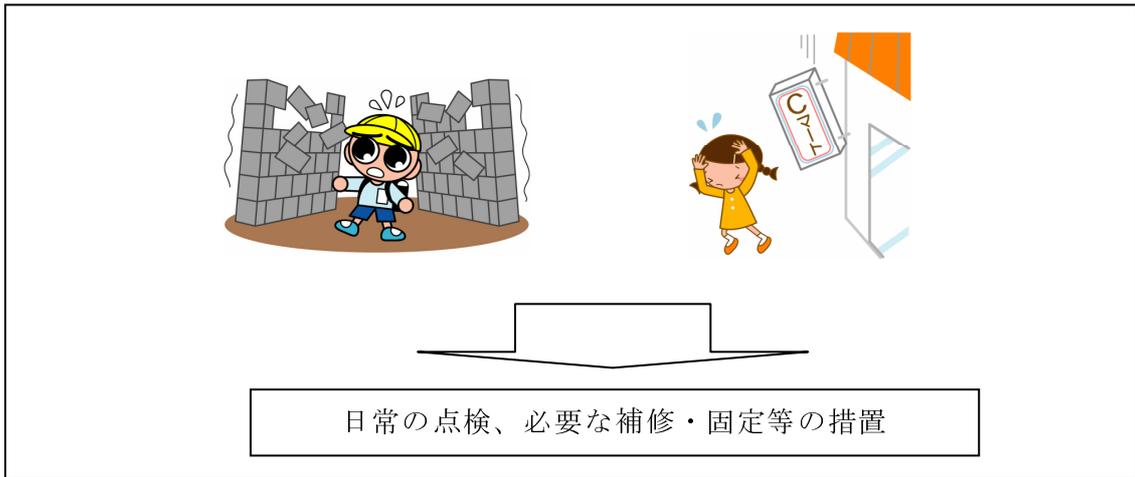
##### ●「エレベーターの地震防災対策の推進について」の基本的な考え方

- ・震度5弱程度までは機能を維持し支障なく安全に運転継続、震度5強以上では運転に支障が生じても人身に危害を及ぼすような故障・損傷を生じさせないよう、耐震安全性の確保
- ・初期微動の段階で安全に最寄階に停止し、ドアを開放する運転装置の設置等
- ・早期救出・復旧体制の整備
- ・平常時における地震時のエレベーター運行方法等の情報提供
- ・地震時の閉じ込めが生じた際におけるかご内や乗り場での適切な情報提供等

### (3) 工作物等の安全対策

- ▶ 昭和53年の宮城県沖地震では、ブロック塀等の下敷きとなって多くの犠牲者がでました。平成15年の十勝沖地震でも、耐震対策が不十分なブロック塀等が数多く倒壊し、その危険性が再認識されました。
- ▶ ブロック塀等の倒壊は、死傷者が出る恐れがあるばかりでなく、地震後の避難や救急・救命・消火活動等にも支障が生じる可能性があります。
- ▶ そのため、ブロック塀、看板等、工作物の倒壊の危険性及び点検方法や補強方法等の安全対策についてパンフレット等により普及・啓発に努めます。

#### ● 工作物等の安全対策



### (4) 大規模空間の天井崩落対策

- ▶ 平成15年9月26日に発生した十勝沖地震において空港ターミナルビル等の天井が崩落する被害が生じたことを受けて、「大規模空間を持つ建築物の天井の崩落対策について（技術的助言）」が国から出されています。
- ▶ 本県では、これを受けて県ホームページ等により、大規模空間を持つ建築物の所有者等に対し、安全対策を講じるよう指導に努めています。

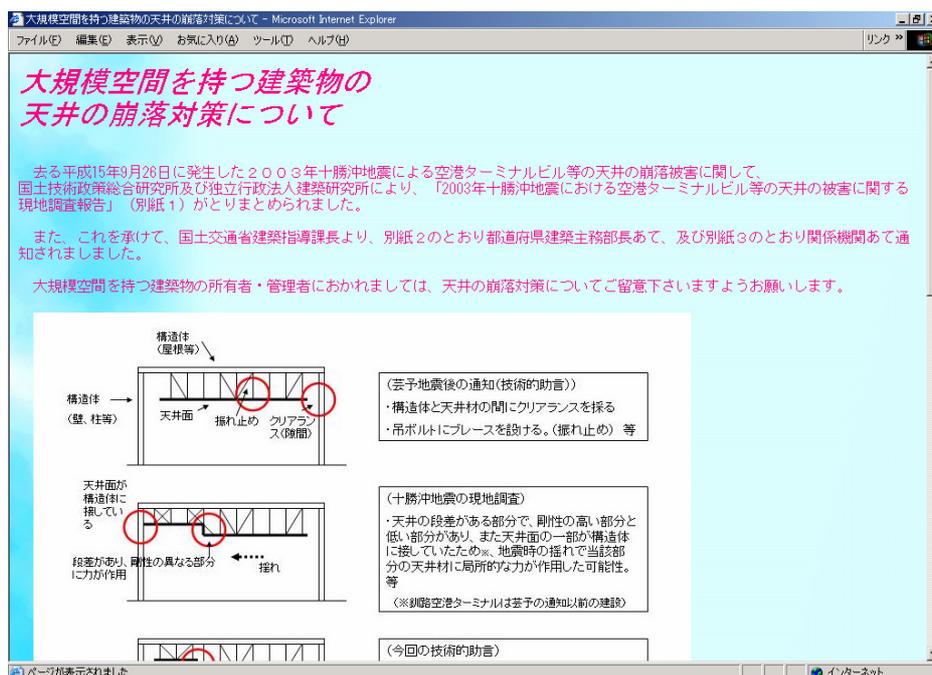


図4-3 奈良県ホームページ

5. 地震発生時に通行を確保すべき道路の沿道建築物の耐震化

- ▶ 耐震改修促進法第5条第3項第1号に基づき、「地震発生時に通行を確保すべき道路」として県地域防災計画に定められた緊急輸送道路を指定し、その沿道の特定建築物（耐震改修促進法第6条第3号に規定する建築物）の耐震化を促進します。
- ▶ 各市町村が策定する市町村耐震改修促進計画において位置づけられた避難路、通学路等避難所に通ずる道路、その他密集市街地内の道路等、建築物の倒壊によって緊急車両の通行や住民の避難の妨げになるおそれのある道路を「地震発生時に通行を確保すべき道路」として指定し、その沿道の特定建築物の耐震化を促進します。
- ▶ このうち、県地域防災計画に定められた第1次、第2次緊急輸送道路については、災害時の拠点施設を連絡する道路であり、災害時における多数の者の円滑な避難、救急・消防活動の実施、避難者への緊急物資の輸送等の観点から特に重要な道路であることから、平成27年度までに沿道の特定建築物の耐震化を促進します。
- ▶ 住宅・建築物の耐震化の実施のために必要となる、避難路等の道路閉塞率等の調査のため、避難地や防災拠点施設等に通じる避難路及びこの避難路に通じる細街路等の幅員等の状況の調査を行い、耐震化に向けた基礎資料として整備します。この調査の成果に基づき、これらの道路等を閉塞する恐れのある住宅・建築物について、耐震診断及び耐震改修の促進を図ります。

表 4-4 地震発生時に通行を確保すべき道路

区分	位置づけ	平成27年までに沿道の特定建築物の耐震化を促進
第1次緊急輸送道路	①他府県と連絡する広域幹線道路（高規格幹線道路、一般道路） ②地震発生時においてすべての防災拠点を管理すべき県庁所在地、生活圏中心都市等の災害管理対策拠点を相互に連絡する道路	○
第2次緊急輸送道路	第1次緊急輸送道路と地震発生直後において必要とされる防災拠点（市町村役場等の災害管理対策拠点、輸送拠点、ライフライン拠点、救助活動拠点）を連絡する道路	○
第3次緊急輸送道路	第1次及び第2次緊急輸送道路と防災拠点を連絡する道路	—
その他知事が特に認めた道路	市町村耐震改修促進計画に位置づけられた「地震発生時に通行を確保すべき道路」	○

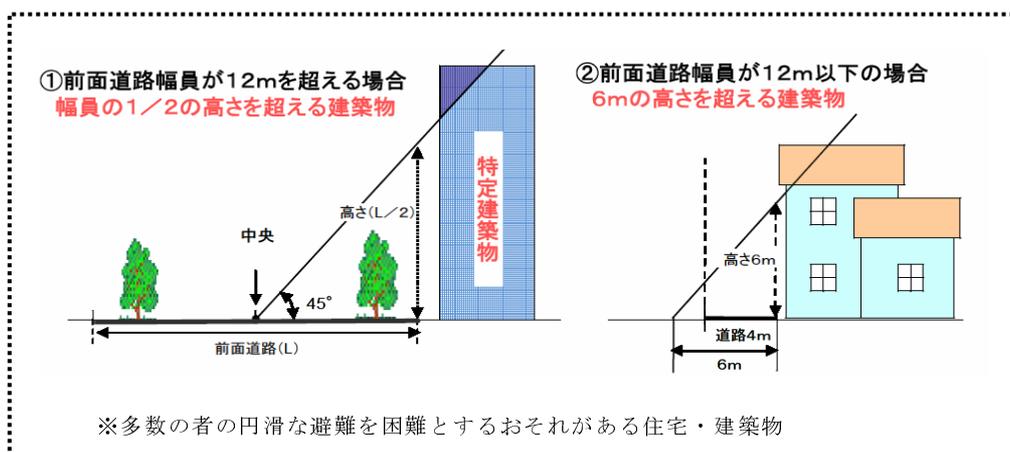


図 4-4 道路閉塞させる住宅・建築物

## 6. 特定優良賃貸住宅等の空家の活用

- ▶ 住宅の耐震改修工事を行うに際し、その内容によっては、工事期間中、当該住宅を居住の用に供することができなくなり、仮住居を円滑に確保できないと耐震改修実施の障害となってしまうことがあります。
- ▶ そこで、仮住居を必要とする県民に対して、特定優良賃貸住宅の空家を仮住居として活用することを、関係市町村及び当該住宅所有者と協議・調整を図りながら別途定めることとします。

## 7. 都市再生機構による耐震診断・耐震改修

### (1) 都市再生機構による耐震診断・耐震改修の実施

<区分所有による共同住宅等>

- ▶ 都市再生機構は、住宅等の耐震診断・耐震改修について豊富なノウハウ・事業経験や公的機関としての信頼性を有しており、そのノウハウ・事業経験等を最大限に活用することが耐震診断・耐震改修の促進に効果的です。
- ▶ 都市再生機構は、建築物の耐震改修を促進するため、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成七年法律第二百二十三号）及び独立行政法人都市再生機構法（平成十五年法律第百号）並びに建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針（平成十八年国土交通省告示第百八十四号）に基づき、委託により、耐震診断及び耐震改修を実施することとします。
- ▶ また、その実施にあたっては、合意形成に多くの労力と時間を要するなど耐震診断及び耐震改修を実施することが困難な場合が多く、特に支援することが必要であることを踏まえ、原則として、区分所有による共同住宅等を対象とします。

### 8. 地震に伴う崖崩れ等による建築物の被害の軽減対策

- ▶ 本県では地すべりによる土砂災害から人命・財産を守る地すべり対策事業、崖崩れなどによる土砂災害から人命を守る急傾斜地崩壊対策事業を実施しています。
- ▶ 今後、さらに地震に伴う崖崩れ等による建築物の被害を軽減するため、がけ地近接等危険住宅移転事業を活用し、居住者の自助努力による住宅の移転を支援します。
- ▶ 国土交通省河川局では、住宅・宅地の新規供給が見込まれる土地の創出を目的としてきた住宅宅地基盤特定治水施設等整備事業を見直し、大規模地震等の発生により既存住宅・建築物に著しい被害が生じるおそれのある地域における住宅・建築物の保全を図ることを目的とする事業を追加しています。
- ▶ 県では、新たに平成18年度に拡充された「住宅・建築物の耐震改修支援型事業」について、砂防部局と連携を図りながら活用を検討し、斜面崩落等に対する建築物の保全等の対策を講じます。

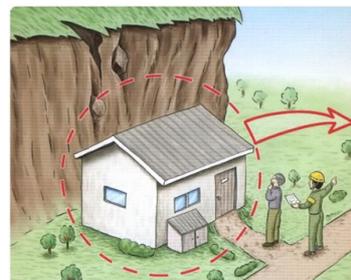


表 4-5 既存支援制度の概要

事業名	がけ地近接等危険住宅移転事業
内容	がけ地の崩壊等により住民の生命に危険を及ぼす恐れのある区域において危険住宅の移転を行う者に対して補助金を交付する地方公共団体に対し、国が必要な助成を行う。
事業主体	移転事業を行う地方公共団体（原則として市町村）
事業対象区域	① 奈良県建築基準法施行条例第3条により建築を制限している区域 ② 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第8条に基づき都道府県知事が指定した土砂災害特別警戒区域（奈良県では未指定）
対象建築物	事業対象区域内に存する既存不適格住宅又は同区域内に存する住宅のうち建築後の風水害等により安全上支障が生じ特定行政庁が是正勧告を行った住宅
費用負担	事業主体が移転を行うものに対して交付する以下の経費（間接補助） ① 危険住宅の除去等に要する経費（上限：780千円／戸） ② 危険住宅に代わる住宅の建設又は購入（必要な土地の取得を含む）のための金融機関等からの必要な資金を借り入れた場合における当該借入金利子に相当する経費 ・ 一般地域 4,060千円／戸 ・ 保全人家10戸未満の急傾斜地崩壊危険区域 7,080千円／戸 ③ 補助率 国 1/2 県 1/4

表 4-6 新規支援制度の概要

事業名	住宅宅地基盤特定治水施設等整備事業（住宅・建築物の耐震改修支援型事業）
目的	大規模地震等の発生により既存住宅・建築物が著しい被害を受け、緊急輸送道路を閉塞するなど社会的に重大な被害が生じるおそれがあるため、住宅・建築物の耐震改修を促進する必要がある地域において、土砂災害に対する安全性を向上させる。
事業内容	大規模地震等の発生するおそれがある地域において、緊急輸送道路を閉塞するなど、地震時に社会的に重大な被害が起こりうる住宅市街地を土砂災害から保全するために必要な砂防設備、地すべり防止施設及び急傾斜地崩壊防止施設の整備事業であり、次のいずれかの計画に位置づけられているもの。 (1) 都道府県が策定する都道府県耐震改修促進計画 (2) 地方公共団体が策定する住宅・建築物の耐震化計画

### 9. 密集市街地における防災対策

- ▶ 阪神淡路大震災では、密集市街地において建物倒壊などにより発生した火災が次々と老朽木造住宅に燃え移り、市街地大火となる等大きな被害が発生しました。この教訓を踏まえ、建築物の耐震化と合わせて、面的な地震防災対策が必要です。
- ▶ 本県では、密集市街地の歴史的特性に配慮しつつ建築物の耐震化と防災機能の向上を図るための面的な地震防災対策を市町村などの関係機関と連携を図りながら推進します。